

サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン（要素）

- ガイドラインは、以下の2つを満たし、並行して進める国際協調ともあわせて、企業が公平な競争条件のもとで、積極的に人権尊重に取り組める環境を整備することを目的とする。
 - ①国連指導原則をはじめとする国際スタンダードに則ったもの
 - ②人権尊重に関する具体的な取り組み方法がわからないという企業の声に応えたもの
- 上記の目的を満たすガイドラインを策定するために、以下の要素についてご検討いただきたい。

項目	論点
1. 人権尊重の意義	（■企業が人権尊重に取り組む意義や理由について記述）
2. スコープ	■世界人権宣言の「人権」を対象とする。その上で特に重点的に議論すべき人権はあるか。
3. DDプロセス	■DDの定義は、OECDガイダンスに沿った以下（1）～（6）とし、各ステップについて企業が取り組むべき内容を詳述することでよいか。
（1）人権方針の策定	■人権方針の策定にあたって企業が留意すべき点は何か。
（2）リスクの特定・評価	<p>■企業は、どのように、リスクの特定・評価をするべきか。優先的に取り組むべきリスクをどのように特定するか。</p> <p>■範囲（直接的な取引関係にないサプライヤーや、販売先）についてどのように示すべきか。</p> <p>■ハイリスクの地域・産業についてどのように記載するべきか。</p>
（3）負の影響の停止、防止、軽減	<p>■企業が具体的に実施すべきことは何か。</p> <p>■負の影響が取引先相手等他社で発生している場合に、改善をどのように働きかけていくべきか。</p> <p>■個社では対応が難しい構造的リスクにどう対処するべきか。</p>
（4）実施状況・結果の追跡	■企業は、どのように追跡調査ができるか。また、得られた結果を踏まえてどのように改善していけるか。
（5）影響への対処の公表	<p>■公表する情報の内容／方法／形式として、どのようなものがあるか。</p> <p>■また、その前提として、どのような記録を残す必要があるか。</p>

項目	論点
(6) 是正措置	<ul style="list-style-type: none"> ■ どのような是正措置が実施されるべきか。 ■ 特に、苦情処理メカニズムをどのように設計するべきか。
4. ステークホルダーエンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"> ■ DDにおけるステークホルダーエンゲージメントの重要性、意義、利点をどのように示すか ■ 各DDの段階でどのように実施できるか。
5. わかりやすさを担保するための要素	<ul style="list-style-type: none"> ■ 使いやすいガイドライン作成のためにどのような要素が有益か（例：優良事例の例示、ツールキットの公表等）
6. 中小企業への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ■ リソースに制約がある中小企業の対応について、どのような配慮が可能か。
7. その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 諸外国の規制動向や、それを踏まえた留意点を盛り込むべきではないか。 ■ 輸出入における留意点を盛り込むべきではないか。 ■ 国内特有の事情にどのように対処するべきか。

1. 則るべき国際スタンダード(国際規範、国際ガイドライン)は、以下とする。
 - ・ 国連指導原則、解釈の手引き
 - ・ OECD多国籍企業行動指針、OECDガイダンス
 - ・ ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 (多国籍企業宣言)等